

## 職員の懲戒処分について

### 1 被処分者

所属	職名	年齢
環境部	副主幹	56歳

### 2 事案の概要

被処分者は、令和5年度包括外部監査において提出を依頼された行政文書（令和4年度の業務委託契約関係書類で請負事業者から提出された業務完了報告書及び月報）が紛失していることに気づくも上司に報告をせず、過去の書類等を利用して複写機を用いて当該文書の写しを偽造し、提出した。これに対し原本の提出を求められたことで、翌日、上司に自ら申し出たもの。

（偽造 令和5年10月11日）

（提出 令和5年10月12日）

### 3 処分内容

戒告

### 4 処分理由

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反する行為であり、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当する。

（参考：地方公務員法第29条第1項）

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

### 5 処分年月日

令和5年11月29日

### 6 管理監督責任

訓告処分として、所管課長及び所管係長の2名を文書注意とする（同日付）。

### 7 再発防止策

全職員に対し公務員倫理の徹底に関する通知を発出し、コンプライアンス意識の向上に努める。